

申請者

生活環境課

補助金額の確定

5. 交付額確定通知書（様式第7号）の受領



交付額確定通知書（様式第7号）の送付

*

6. 請求書の提出

*

チェック欄	書類
	補助金交付請求書（様式第8号）

*

*

*

上記書類の提出

*

※ 役場生活環境課窓口にご提出ください



提出書類の受領

*

*

7. 補助金の受領



補助金の交付（指定口座への振込）

通帳を記帳して、入金をご確認願います。

以上で手続きは終了です。

※※ 注意事項 ※※

- 令和8年4月1日より前に機器が住宅へ設置済みの場合は、補助金の対象にはなりません。
（未使用の設備が設置された新築住宅を購入の場合は除く。）
- 申請後に、変更や中止が発生しないようご注意ください。
※もし発生した場合は、速やかに生活環境課までご連絡ください。「補助金変更承認申請書（様式第4号）」または「中止（廃止）承認申請書（様式第5号）」を提出する必要があります。
- 住宅の所有者が申請者と異なる場合は、同意書が必要です。生活環境課に事前にご連絡下さい。
※別紙同意書の用紙をお渡しします。
- 手続きの受付は、土日祝日を除く開庁時間内（8：30～17：15）に、生活環境課窓口にて、直接行うようお願い致します。先着順に受付とし、予算の範囲を超えた時点で終了させていただきます。
- 町税等に滞納がある場合は補助金交付の対象になりませんので、申請書提出の段階で未納が無いようご注意ください。
- 本人以外が手続きを行う場合は、委任状が必要となります。